

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

訴状訂正申立書

2024（令和6）年5月7日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

頭書の事件について、原告は、次のとおり令和6年3月7日付訴状を訂正いたします。

1 目次

第3の4(2)ウの小見出しに「党首への立候補の阻止も」とあるのを「党首への立候補も」に訂正する。

2 第3の4(2)ウ

小見出しに「党首への立候補の阻止も」とあるのを「党首への立候補も」に訂正する。

3 第3の4(3)ア

第1段落の1行目に「次のように」とあるのを「次のように」に訂正する。

4 第3の4(3)ウ

第2段落の8行目に「これに変わる」とあるのを「これに代わる」に訂正する。

5 第3の4(4)

第1段落の4行目に「処分根拠足り得ない」とあるのを「処分根拠たり得ない」に訂正する。

6 第3の4(5)ウ

第5段落の1行目に「旧要綱」とあるのを「旧綱領」に、3行目に「新要綱」とあるのを「新綱領」にそれぞれ訂正する。

以上